

環境関連法規制等の動き 2021年度年間(2021.3.17~2022.3.14) まとめ

記号	法令名	2021年度の主な法令改正 (詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	地球温暖化対策の推進に関する法律	排出事業者による温室効果ガス排出量に係る算定・報告等制度において、電子システムによる報告を原則化するとともに、事業所ごとの排出量情報が一般公表されます。(2022/4/1施行)
B	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	本法は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために制定され、プラスチック使用製品の製造事業者が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定や同廃棄物の排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準が策定等されました。(2022/4/1施行)
C	化審法	殺虫剤に使用される「2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル) エタノール」及び撥水材等に使用される「PFOA(ペルフルオロオクタン酸)又はその塩」が第1種特定化学物質に指定されました。
D	化管法	第一種指定化学物質が462物質→515物質、第二種指定化学物質が100物質→134物質に追加されます。(2023/4/1施行) 上記追加物質のPRTR制度の排出量・移動量の把握は2023.4.1から、届出は2024年度から開始、SDS制度対応は2023.4.1から開始します。

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	対象事業者
	環境基本	環境基本法	10-3	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件	1	環境省告示第62号	2021.10.7	2022.4.1	環境基本法第16条に基づき設定される六価クロムの水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が0.02mg/L以下に強化されました。また、人の健康の保護に関する環境基準値の一つである大腸菌群数の項目が、より水質基準としての指標性に相当である大腸菌数に変更されました。	—
	環境影響評価	環境影響評価法	11-4	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令	-	経済産業省令第78号	2021.10.29	2021.10.31	下記改正法令の移行期間中(21.10.31~22.9.30)に改正前の対象風力発電所設置等事業を実施する事業者が行う、簡易的な方法による環境影響評価の手順及び届出様式等が決められました。	該当事業を実施する予定の事業者
			10-4	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	-	政令第283号	2021.10.4	2021.10.31	環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模要件が、以下のように変更されました。 第一種事業:1万kW以上 → 5万kW以上 第二種事業:7,500kW以上1万kW未満 → 3万7,500kW以上5万kW未満	
	水質汚濁	水質汚濁防止法	10-6	化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲の一部を改正する件	-	環境省告示第61号	2021.10.5	同日	第9次水質総量削減における東京湾及び伊勢湾の生活系汚濁負荷に係る一部の化学的酸素要求量(COD)が見直されました。2006.1.31以前に設置された処理対象人員が501人以上5000人以下の尿浄化槽のCOD上限値が45 → 40mg/Lに強化されます。	—
			10-2	排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令	1	環境省令第15号	2021.9.24	2021.12.11	現在、電気めっき業に適用されている亜鉛含有量に係る暫定排水基準が4mg/Lに強化、適用期限が2024.12.10まで延長、金属鉱業及び下水道業に適用されている亜鉛含有量に係る暫定排水基準並びに金属鉱業に適用されているカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準は一般排水基準へ移行します。また、他省令で天然ガス鉱業に適用されている窒素含有量(海域)の暫定排水基準は2023.9.30まで据え置かれました。	該当業種の該当する事業者
			4-1	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令	-	環境省令第3号	2021.3.25	2021.4.1	各法令における押印廃止等の措置に係る改正です。水濁法、大防法等に基づき従来フレキシブルディスクで提出していた届出書等について、媒体が光ディスクに変更されました。	該当する届出書を提出する事業者
			6-4	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律	-	法律第59号	2021.6.9	1年以内	本法の取組で削減されてきた窒素やリンなどの栄養塩類が不足等による水産資源への影響や、開発等を起因とする藻場・干潟の減少による海洋環境への影響等が明らかになりました。今回の改正により、生物多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図るため、知事が特定の海域について栄養塩類の供給管理計画を策定できる「栄養塩類管理制度」の創設や、条例による「自然海浜保全地区」の指定対象が、再生・創出された藻場・干潟等の区域まで拡充等されます。	—
		浄化槽法	10-7	遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件	-	環境省告示第59号	2021.9.30	同日	遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検頻度が緩和されました。処理対象人員が51人以上の「膜分離活性汚泥方式」の浄化槽の保守点検回数は、1回/1週間 → 1回/2週間に、流量調整槽が生物反応槽の前に設置され、対象要件に合致する「回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水床方式」の浄化槽の保守点検の回数は、1回/2週間 → 1回/1ヶ月に変更されました。	当該浄化槽を所有する事業者
	大気汚染	大気汚染防止法	3-1	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令	-	環境省令第4号	2022.3.3	同日他	2020.6.5公布の改正大防法、2020.10.7及び下記改正大防法施行令等に基づく改正です。建築物等の解体工事時に行う石綿含有建材の有無に係る事前調査の報告義務化に伴う様式の規定(同日施行)並びにばい煙発生施設のボイラーについて、規制規模要件から伝熱面積が撤廃されることに伴う届出様式の変更(2022.10.1施行)等されました。	当該事前調査を実施する事業者並びに当該ボイラーを設置する事業者
			10-1	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令	-	政令第275号	2021.9.29	2022.10.1	大防法におけるばい煙発生施設のうち、ボイラーについて規制規模要件から伝熱面積が撤廃され、あわせてバーナーの有無に限らず燃料の燃焼能力のみを要件とすることに変更されました。	当該施設を所有する事業者
			8-2	大気汚染防止法第19条第3項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件	1	環境省告示第53号	2020.8.5	同日	①微小粒子状物質等に関する対策、②特殊自動車の排出ガス低減対策、③乗用車等における排出ガス試験方法の国際調和等への対応について所要の改正が行われました。内容は、【①筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車及びディーゼル車の許容限度にPM粒子数を新たに導入】、【②一部の特殊自動車について、排出ガス量の測定方法が追加されると共に許容値を強化並びにブローパイプの大气開放の禁止】、【③低出力車両に対してWLTPに合わせた試験サイクルの適用】等です。	該当する乗用車、特殊自動車等を製造・販売する事業者
	騒音振動	騒音規制法・振動規制法	1-3	騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令	-	政令第346号	2021.12.24	2022.12.1	同法では、空気圧縮機等のうち原動機の定格出力が7.5kW以上の機器を特定施設として規制対象としています。今回、同機器で定格出力が7.5kW以上のものでも、環境大臣が指定する騒音・振動が一定限度以下のものについては規制の対象外となります。なお、環境大臣が指定するものについては今後指定されます。	—
	地球温暖化	オゾン層保護法	1-2	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第343号	2021.12.24	同日	政令で指定されるHCFC等(特定物質)を製造する者は、製造する数量について経済産業大臣の許可を受けなければなりません。今回、暫定的に製造する数量の許可を不要とする措置が適用されていた試験研究及び分析の用途に用いられる一部のHCFCについて、暫定期間が撤廃されました。	—

	地球温暖化	フロン排出抑制法	10-5	経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	経済産業省令第71号	2021.9.27	2022.3.27	新たに一部の ビル用マルチエアコンディショナー について、その 製造業者等が製品製造の際に基準とすべきフロン類等の環境影響度の目標値 及び目標年度(別告示で規定)、並びに同環境影響度の低減に関する勧告等を受ける対象となる製品生産量又は輸入量の要件が設定されました。	該当するビル用マルチエアコンディショナーを製造する事業者
		地球温暖化対策の推進に関する法律	11-1	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第307号	2021.11.8	2022.4.1	下記改正法の施行期日が、2022.4.1に決まりました。その他改正法にて温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における開示請求規定や磁気ディスクによる報告規定が削除されたこと等に伴う、施行令の関連規定の削除等が行われました。	—
A		地球温暖化対策の推進に関する法律	6-1	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第54号	2021.6.2	2022.4.1	排出事業者による 温室効果ガス排出量に係る算定・報告等 制度において、 電子システムによる報告を原則化 するとともに、事業所ごとの排出量情報の請求手続きによる開示は廃止され、一般公表されます。	同法に規定される特定排出者
	エネルギー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	9-1	エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示	-	経済産業省告示第194号	2021.8.31	2021.10.1他	小売事業者等が消費者に対し、省エネラベルを用いて家電等の省エネ製品の選択を促すための制度(小売事業者表示制度)において、 TV並びに温水機器の省エネ性能評価基準や年間目安エネルギー料金測定基準 等の見直しが行われました。	当該製品を小売りする事業者等
			7-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	経済産業省令第57号	2021.6.30	2023.4.1他	特定事業者等が提出する定期報告書の一部様式の変更 、別告示にて工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項における 発電専用設備の高効率化 に向けた取組事項の追加並びに 石炭火力電力供給業 に対するベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準が追加等されました。	電力供給業者並びに発電専用設備を有する事業者
			5-4	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	経済産業省令第47号	2021.5.14	同日	液晶テレビ、有機ELテレビ について、2026年度を目標とする新しい 省エネ基準 等が定められました。	当該製品を製造する事業者
			4-4	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第43号	2021.4.19	同日	省エネ法に基づき、 磁気ディスク装置、ガス温水機器、石油温水機器 について、新たな 省エネ基準 等が定められました。	
			4-3	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	経済産業省令第33号	2021.3.31	2021.4.1	省エネ法に基づく上記省令・告示が改正され、 鉄鋼業、製紙業等のベンチマーク指標 が見直された他、定期報告書等の報告様式に 洋紙製造業・貸事務所業 に関する内容が追加等されました。	該当する産業分野の特定事業者
B	リサイクル	プラスチック資源循環促進法	1-1	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令	8	政令第25号	2022.1.19	2022.4.1	下記法施行令では、 特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種 、分別収集物の再商品化に必要な行為等の委託の基準等が、同法施行規則では、再商品化計画、自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画の認定等に係る各種手続などの細則等が定められました。その他省令では、 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者が 、排出の抑制及び再資源化等を促進するために 取り組むべき措置 について、 判断の基準 となるべき事項、告示では、 プラスチック使用製品製造事業者等に対するプラスチック使用製品設計指針 等が定められました。	プラスチック使用製品の製造事業者、特定プラスチック使用製品提供事業者及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者等
			6-2	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	-	法律第60号	2021.6.11		プラスチックを使用している製品に関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計から廃棄物の処理までに関わるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じるものです。主な措置として、 プラスチック使用製品の製造事業者が努めるべき環境配慮設計に関する指針 の策定や 同廃棄物の排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準 が策定等されます。詳細は今後主務省令等で定められます。	
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	環境省令第12号	2021.8.4	同日	今般、低濃度PCB汚染廃電気機器からPCB汚染絶縁油を除いた筐体(容器)等の無害化処理ができる施設数等が不足していることを受け、新たに 製鋼用電気炉を用いた無害化処理基準 が追加されました。また、別告示にて 無害化処理認定業者が連携して当該廃棄物の無害化処理 をすることが新たに可能となりました。	同法に基づく無害化処理事業者
D		化管法	11-2	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第288号	2021.10.20	2023.4.1	第一種指定化学物質 :462物質→ 515物質 (PRTR制度とSDS制度の対象)(内特定第一種指定化学物質:15種類→23種類) 第二種指定化学物質 :100物質→ 134物質 (SDS制度の対象)に追加されます。 上記新規指定化学物質におけるPRTR制度(法第5条)の 排出量・移動量の把握は2023.4.1 から開始、 届出は2024年度 から開始します。また、 新規化学物質のSDS制度 (法第14条)対応は 2023.4.1 から開始します。	新規指定化学物質を取り扱う事業者
C	化学物質	化審法	9-2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令	1	総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2021.9.21	2021.10.22	下記改正化審法施行令に伴う改正です。 PFOA又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 が、法第28条第2項に規定する技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品に新たに追加されました。また、別告示において同製品の容器、包装又は送り状に、第一種特定化学物質であることや環境の汚染を防止するための措置等の表示すべき事項が定められました。なお、内容は、PFOS又はその塩と同様です。	業として当該製品を取扱う事業者等
			5-1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第144号	2021.4.21		殺虫剤に使用される「 2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール 」及び撥水材等に使用される「 PFOA(ペルフルオロオクタン酸)又はその塩 」が製造又は輸入の許可(原則禁止)が必要な 第1種特定化学物質 に指定されました。また、PFOA等が使用されている撥水剤や接着剤等13種の製品が輸入禁止製品に指定されました。	当該物質等の製造・輸入及び当該製品を使用する事業者
	化学物質	毒物劇物取締法	2-1	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	1	指令第36号	2022.1.28	2022.2.1	4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く) が新たに「 劇物 」に指定、[(2-カルボキシラトフェニル)チオ](エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)0.1%以下を含有する製剤が毒物指定から劇物指定へ変更され、1,2-ジ(2-[4-[2-(2-メチルプロポキシ)カルボニル-2-シアノエチル]フェニルチオ]エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤が劇物指定から除外等されました。	当該物質を取扱う事業者等

安全管理	消防法	8-3	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	-	総務省令第71号	2021.7.21	2022.4.1他	消防法に基づく 屋外給油取扱所の基準 の緩和が行われました。これまで、給油取扱所の敷地面積の1/3を超える面積の屋根が設置されている場合は、構造・設備等の技術基準がより厳しい屋内給油取扱所と定められていました。この面積基準が火災の予防上安全であると認められる場合に限り2/3まで広がられました(即日施行)。これにより屋外給油取扱所の扱いのまま屋根を広げることができ、悪天時の給油環境や労働環境の改善が期待されます。その他、これまで市町村ごとに定めていた 様式(仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経歴証明書) が 規定化 され統一されました。	屋外給油取扱所を運営する事業者及び当該様式を提出する事業者	
	労働安全衛生法	3-2	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	1	政令第51号	2022.2.24	2023.4.1他	労働法第57条第1項に規定する名称等を表示すべき 危険物及び有害物(ラベル表示物質) 並びに法第57条の2第1項に規定する 通知対象物(SDS通知物質) の対象物質が 234物質追加(2024.4.1施行) されました。その他、法第31条の2に基づき、化学物質の製造等を行う設備の改造等の仕事を発注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がありますが、その対象設備として危険有害性を有する全ての化学物質(SDS通知物質)の製造等を行う設備が追加等されました。	当該物質を取り扱う事業者並びに当該設備の改造等を発注する事業者	
		2-2	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	1	政令第43号	2022.2.18	2022.3.1	一定規格以下の 木質バイオマス温水ボイラー が製造時等の検査・検定等の規制対象となる「ボイラー」から除外され、「 簡易ボイラー 」として規定されました。	—	
		3-3	事務所衛生基準規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第29号	2022.3.1	2022.4.1	題記省令第5条第3項に基づき、現状、 空調設備がある事務所では、事業者は事務所の気温を17度以上28度以下(かつ相対湿度40%以上70%未満)になるように努める 必要があります。今回、 気温の下限値が「18度以上」 に改められました。	当該設備を設けている事務所を所有する事業者	
		12-1	事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第188号	2021.12.1	同日他	事務所則の改正で、 事務所の作業面の照度基準の作業区分 をこれまでの3区分から2区分へ見直し、照度基準を一般的な事務作業では300ルクス以上、付随的な事務作業では150ルクス以上とする変更(2022.12.1施行)、並びに 事業者が設ける必要のあるトイレの基準 について、労働者が常時10人以内である場合に新たに特例を設ける変更等が行われました。また、安衛則の改正において、作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定(第634条)が削除されました。	事務所等を所有する事業者並びに基準に該当する事業者等	
		5-3	石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第96号	2021.5.18	2021.12.1他	新たに事業者に対して、 珪藻土パスマット等の輸入 の際、当該製品中に 石綿が重量の0.1%を超えて含有していないことを書面により確認 し、その書面を 3年間保存 する等の義務が追加されました。	当該製品等の輸入を行う事業者	
	高圧ガス保安法	11-3	高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令	2	政令第286号	2021.10.20	2021.10.27	ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素又は空気を含む「 第1種ガス 」の 高圧ガス保安法の適用除外 となる冷凍能力基準が3t → 5t未満に、製造の許可又は製造の届出が必要となる冷凍能力基準が、それぞれ20t → 50t以上、3t → 5t以上に緩和されました。	該当する高圧ガスを製造する事業者	
		5-2	容器保安規則等の一部を改正する省令	1	経済産業省令第44号	2021.4.23	同日	現在、HFCに置き換わる地球温暖化係数の低い冷媒の普及促進のため、 一部の微燃性を有するフルオロカーボン類 は、題記法令等で可燃性ガスから除外され 特定不活性ガス と定義されています。今後はさらに同種の冷媒の開発が想定されるため、定義の内容が冷媒名から 性能規定値化 されました。	—	
		4-2	一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令	1	経済産業省令第20号	2021.3.29	2021.4.1	液化ガスを供給する定置式製造設備の コールド・エバポレータ について、近年、様々な設備構成のものが現れ、自治体による法令上の運用に差異が生じているため、 定義の明確化等 が行われました。	—	
	緑地管理	-	6-3	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	-	法律第77号	2021.6.18	2021.10.1	法律名が「 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 」から題記に改正され、建築物への木材利用促進の対象を民間建築物へ広がります。その他、 林業・木材産業事業者に対する建築用木材の安定的供給の努力義務 や 事業者(建築主) が木材の国・自治体と「建築物木材利用促進協定」を結び、 建築木材の利用の際に公的支援を受けられる制度 等が追加されます。	林業・木材産業事業者及び建築主となる事業者